（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正）

第八十六条　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第六十条を除く。）」の下に「並びに第八章」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十三条第五項	当該事件並びにその事件	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条及び第二十条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続並びにその手続
第百三十三条の二第二項	訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録	和解記録（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十条第一項に規定する和解記録
第百三十三条の四第一項	者は、訴訟記録等	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者は、和解記録
第百三十三条の四第二項	当事者	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条第一項又は第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者
	訴訟記録等	和解記録
第百三十三条の四第七項	当事者	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者

第四十条中「及び第七章」を「から第八章まで」に、「第百三十三条、第百三十四条」を「第百三十四条、第百三十四条の二」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十三条の二第二項	訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。第百三十三条の四第一項及び第二項において同じ	損害賠償命令事件（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第三十四条第二項に規定する損害賠償命令事件をいう。）の記録（同法第三十五条第一項に規定する刑事関係記録に係る部分（同法第四十二条第四項において準用する第一項の処分の申立てに係る事件の記録（第百三十三条の四第一項及び第二項において「損害賠償命令事件の記録等」という

第八十七条　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第三十二条」に、「第二十九条―第三十二条」を「第三十三条―第三十六条」に、「第三十三条―第三十七条」を「第三十七条―第四十一条」に、「第三十八条」を「第四十二条」に、「第三十九条・第四十条」を「第四十三条・第四十四条」に、「第四十一条―第四十三条」を「第四十五条―第四十七条」に改める。

第二十条第二項中「第九十二条」を「第九十二条第一項から第八項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項中「に係る訴訟記録の閲覧等（非電磁的訴訟記録の閲覧等又は電磁的訴訟記録の閲覧等をいう。第百三十三条第三項において同じ。）」とあるのは、「の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付」と読み替えるものとする。

第二十一条中「第八章」の下に「（第百三十三条の二第五項及び第六項を除く。）」を加え、同条の表を次のように改める。

第百三十三条の二第一項	者は、訴訟記録等	当事者又は利害関係を疎明した第三者は、損害賠償命令事件の記録等
第百三十三条の二第二項	訴訟記録等	損害賠償命令事件の記録等
第百三十三条第三項	訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録	和解記録（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十条第一項に規定する和解記録
第百三十三条第五項	当該事件並びにその事件	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条及び第二十条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続並びにその手続
第百三十三条の二第一項	に係る訴訟記録等の閲覧等	の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付
第百三十三条の二第二項	訴訟記録等中	和解記録中
第百三十三条の二第二項及び第三項	に係る訴訟記録等の閲覧等	の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付
第百三十三条の四第一項	者は、訴訟記録等	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者は、和解記録